

別表第2（第6条関係）

1 景観形成重点地区以外の地域（一般地域）

行為の種類	面積又は高さの規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	建築確認が不要のものかつ都市計画区域外においては当該行為に係る部分の床面積（増築にあつては増築部分の床面積を、改築にあつては改築部分の面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が50平方メートル以下のもの
条例第2条第4号アからエまでに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ（増築にあつては増築後の高さを、改築にあつては改築後の高さをいう。）が10メートル以下のものかつ当該行為に係る部分の築造面積（増築にあつては増築部分の築造面積を、改築にあつては改築部分の築造面積をいう。）が30平方メートル以下のもの
条例第2条第4号オに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さが10メートル以下のもの
条例第2条第4号カに掲げる工作物の建設等	当該工作物の発電容量が10キロワット以下のもの
条例第2条第4号キに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さが10メートル以下のものただし、当該工作物の高さが1.5メートルを超えかつ長さが10メートルを超えるものを除く。
土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）	当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下のもの、かつ、当該行為により生ずる法面若しくは擁壁の高さが2メートル以下又は幅が20メートル以下のもの
土石の採取又は鉱物の掘採	当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートル以下のもの、かつ、当該行為により生ずる法面若しくは擁壁の高さが2メートル以下又は幅が10メートル以下のもの
政令第4条第4号に規定する行為	堆積の用に供される土地の面積が300平方メートル以下のものかつその高さが3メートル以下のもの
特定外観意匠	当該意匠の表示面積が10平方メートル以下のもの

2 景観形成重点地区

行為の種類	面積又は高さの規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	建築確認申請が不要のもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積が25平方メートル以下のもの
条例第2条第4号アからエまでに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さ（増築にあつては増築後の高さを、改築にあつては改築後の高さをいう。）が10メートル以下のものかつ当該行為に係る部分の築造面積（増築にあつては増築部分の築造面積を、改築にあつては改築部分の築造面積をいう。）が20平方メートル以下のもの
条例第2条第4号オに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さが8メートル以下のもの
条例第2条第4号カに掲げる工作物の建設等	当該工作物の発電容量が10キロワット以下のもの
条例第2条第4号キに掲げる工作物の建設等	当該工作物の高さが5メートル以下のものただし、当該工作物の高さが1.5メートルを超えかつ長さが10メートルを超えるものを除く。
土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）	当該行為に係る土地の面積が300平方メートル以下のものかつ当該行為により生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
土石の採取又は鉱物の掘採	当該行為に係る土地の面積が300平方メートル以下のものかつ当該行為により生ずる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以下のもの
政令第4条第4号に規定する行為	堆積の用に供される土地の面積が100平方メートル以下のものかつその高さが3メートル以下のもの
特定外観意匠	当該意匠の表示面積が5平方メートル以下のもの